

野々市市いじめ防止基本方針

平成 2 9 年 2 月
野 々 市 市

目 次

第 1 章 いじめの防止等のための基本的な考え方	ページ
1 いじめの定義 (法第 2 条)	1
2 いじめの防止対策に関する基本的な考え方 (法第 1・3 条)	1
第 2 章 いじめの防止等のために本市が実施する施策	
1 野々市市いじめ防止基本方針の策定 (法第 6・7・10・12 条)	2
2 学校を支援するための体制整備 (法第 14・17・20・27 条)	2
3 いじめの未然防止のための措置 (法第 15・19 条)	2
4 いじめの早期発見・早期対応のための措置 (法第 16・21・23 条)	3
5 いじめの再発防止のための措置 (法第 24・26 条)	3
6 教職員の資質向上のための研修 (法第 18 条)	3
7 いじめ防止等の対策を推進するための財政措置 (法第 10 条)	3
第 3 章 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項	
1 学校いじめ防止基本方針の策定 (法第 8・13 条)	4
2 いじめ防止等の対策のための組織 (法第 22・28 条)	4
3 いじめの未然防止のための取組 (法第 4・15・18 条)	4～5
4 いじめの早期発見・早期対応のための取組 (法第 16・19 条)	5～6
5 いじめの再発防止のための取組 (法第 23・25・34 条)	6
第 4 章 重大事態への対処	
1 重大事態についての基本的な考え方 (法第 28 条)	7
2 重大事態の発生と調査 (法第 30 条)	7～8
3 調査結果の提供及び報告 (法第 28・30 条)	8
4 市長による再調査及び措置 (法第 30 条)	8
※ フロー図 重大事態への対処	9

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義（法第2条）

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」参照。

2 いじめの防止対策に関する基本的な考え方（法第1・3条）

（1）いじめに対する認識

いじめについては、いじめを受けた子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、教職員、保護者、地域住民等の大人が、絶対に許されないものであるとの強い認識を持つことが大切である。いじめに対する大人の甘い認識は子供たちに伝わりやすいため、接する大人の何気ない行動や一言が悪影響を及ぼすことのないよう留意しなくてはならない。

（2）段階に応じた防止対策

いじめの防止対策については、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、次のようなそれぞれの段階で本市、学校、家庭等において確実に措置を行うものとする。

① 未然防止

全ての児童生徒が安心して将来に希望を持って生活を送ることができるよう、豊かな心を育む各種の未然防止の取組により、いじめが起こりにくい風土をつくる。

② 早期発見・早期対応

いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得る、人の命に関わる問題であるとの意識を持ち、教職員や保護者がいじめを的確に早期発見するよう努める。いじめが起こった際、子供たちを守るという意識のもと学校が中心となって組織的に早期対応に取り組む。

③ 再発防止

いじめを受けた子供が安心な生活を取り戻すよう継続的に見守ったり、同様のいじめを繰り返さないよう後の指導に生かしたりするなど、適切な再発防止の措置を行う。

（3）問題の克服への視点

いじめる側が以前はいじめられる側にあつたり、弱い立場の子供が仕返しのためいじめる側になったり、単純な二元論が成り立たない事例も考えられる。大人には気付きにくい複雑な背景や交友関係も含めて全容を把握し、問題を克服するためには、次のような視点が必要である。

- ① 学校の指導体制及び運営体制を確立し、いじめに対する適切な対策を講ずる。
- ② 市の支援体制、保護者や地域住民の協力体制を強化し、適切な対策を講ずる。
- ③ より適切な対策を講ずることができるよう、指導の在り方を検証し、改善を図る。
- ④ 教職員、関係機関に所属する者等のそれぞれが対応力・指導力等を高める。

第2章 いじめの防止等のために本市が実施する施策

1 野々市市いじめ防止基本方針の策定（法第6・7・10・12条）

本市は、法第12条に基づいて本基本方針を策定し、いじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学校を支援するための体制整備（法第14・17・20・27条）

（1）野々市市生徒指導連絡協議会

野々市市生徒指導連絡協議会を設置し、学校、教育委員会、市長部局関係課、警察、市民団体等がともにいじめの防止等について連携を図りつつ、対策について検証を行い成果の普及に努める。また、いじめに関わる子供たちが異なる学校に在籍する場合、学校相互間の連携協力を行う。

（2）専門機関との連携

日頃より心理・福祉、警察等の専門機関との連絡を密にし、必要に応じて学校や家庭がそれらの機関と円滑に連携できるよう、橋渡しを行う。

（3）専門チームの派遣

学校が開く会議や必要な調査、保護者・児童生徒への対応等の確実な実施を支援するため、必要に応じて高い専門性を持った人材を学校に派遣する。

- いじめ対応アドバイザー：いじめ問題への対応力向上を図るための各種専門家
- スクールカウンセラー：臨床心理や発達課題に関して高度に専門的な知識・経験を有する者
- 生徒指導サポーター：生徒指導上の対策のため、少年非行問題に造詣のある者
- 教育センター指導員・相談員：児童心理について専門性を持った職員
- 生徒指導支援員：問題行動等の未然防止とその対応に適した教職経験者や警察官経験者
- 生徒支援アドバイザー：社会福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

3 いじめの未然防止のための措置（法第15・19条）

（1）豊かな心の育成

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、教育委員会は次の取組を推進する。

- 生徒指導の3機能（※）を生かした授業づくり
- 道徳教育の充実
- 子供が主体的に活動できる児童会・生徒会活動
- Q-U調査等を活用した児童生徒の現状把握の工夫
- 「いじめ防止推進月間」（12月〔人権週間、世界人権デー〕）の取組
- 9年間を見通した体系的な情報モラル教育

※①「共感的な人間関係がある」②「自己存在感が持てる」③「自己決定の場面がある」ことをいう。間違いを責められたりすることなく、自信を持って意見を述べ、自ら参加できる授業づくりが求められる。

（2）インターネットを通じて行われるいじめへの対策

児童生徒及び保護者向けに、インターネットを通じて行われるいじめを防止することを目指した講演会等の啓発活動を行う。また、市少年育成センターと連携してインターネットの巡視活動を行い、いじめにつながることをないよう、不適切な書き込みに対して注意喚起又は警告を行う。

4 いじめの早期発見・早期対応のための措置（法第16・21・23条）

（1）いじめ相談窓口の設置

いじめ等について、児童生徒及び保護者が相談できる窓口を市教育センターに設置する。

（2）いじめ相談通報窓口の周知

いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等について広報・啓発活動を行い、児童生徒及び保護者、地域住民に周知する。

（3）子供と関わる時間と場の確保

子供の様子や言動の変化を早期に察知するためには、関わる大人の心のゆとりが大切である。そこで、学校では教師が児童生徒と関わる時間の確保に努め、家庭では保護者が子供と関わる場が持てるよう「ノーテレビ・ノーゲームデー」（毎月第1水曜日）の取組を推進する。

（4）学校の実態の把握

いじめ発生の有無にかかわらず、いじめアンケート調査等の結果に基づいた状況について定期的に学校に報告を求め、いじめに関わる実態について把握する。

5 いじめの再発防止のための措置（法第24・26条）

（1）学校が認知した個別案件の状況の把握

- ① いじめが深刻化したり、拡散したりしないよう、迅速な対処を求める。
- ② 学校が把握した事実及び分析結果について報告を求める。
- ③ 再発防止に向けて学校が組織的に対応する方針や具体的な方策について報告を求める。

（2）学校の対応への措置

- ① 学校が行った事実確認の内容や対応の在り方について適正化を図るよう指導する。
- ② いじめを受けた子供の保護者の納得を得るよう、確実な説明を行うよう指導する。

（3）関係する子供たち及び保護者への支援

- ① 保護者の要望に応じて、教育センターの臨床心理士等を派遣し、いじめを受けた子供に対してカウンセリングを行う。
- ② 教育センターの指導員・相談員は、いじめを受けた子供が安心して登校できるよう支援する。
- ③ いじめを受けた子供の心身を保護するためにやむを得ないと認められるときは、いじめを行う子供たちに対する出席停止措置等について検討する。
- ④ 保護者の要望があった場合は、区域外就学の承認について検討する。

6 教職員の資質向上のための研修（法第18条）

（1）生徒指導主事研修、教育相談コーディネーター・相談員研修

各学校の生徒指導や教育相談の要となる教職員の資質・技能の向上を図る。

（2）初任者研修

学校に配属された初任者に対し、生徒指導の基本事項に関する講義や事例検討等を通して、教職員として身に付けなくてはならない基礎的な知識の習得を図る。

（3）校内研修

各学校の教職員に対して、事例検討等を通して対応力・指導力の向上を図る。

7 いじめ防止等の対策を推進するための財政措置（法第10条）

本基本方針の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第8・13条）

（1）学校基本方針の策定

学校は、法第13条の規定並びに国、県及び本市の基本方針に基づいて、後に述べるいじめ防止等の取組についての基本的な方向性や方針等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、関係機関と連携を図りつつ、防止等の対策を行うものとする。

（2）学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止のための取組、教育相談体制及び生徒指導体制の確立、校内研修の充実等、いじめの防止全体に関わる内容等を盛り込む。

（3）学校基本方針の周知

学校は、学校基本方針の内容を保護者に説明し、学校のホームページ等で公表して地域住民にも周知を図り、策定後の取組が円滑に進められるようにする。

（4）学校基本方針の点検及び見直し

学校基本方針が実態に即して適切に機能しているか絶えず点検し、必要に応じて見直すことができるよう明記する。

2 いじめ防止等の対策のための組織（法第22・28条）

学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員及び外部有識者を含めた、いじめ防止等の対策のための組織（以下「常設いじめ問題対策チーム」という。）を置き、組織的に取り組む。また、必要に応じて、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、警察行政や学校教育に係る学識経験者等の専門的知識を有する第三者にも参加を求めるものとする。

3 いじめの未然防止のための取組（法第4・15・18条）

教職員間で

（1）いじめについての共通理解

教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長することがないように、教職員で共通理解を図る。

（2）いじめについての研修

いじめの基本的な構造や具体的な指導の留意点等について知識を深め、校内研修等で職員の対応力・指導力の向上を図る。

（3）特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への配慮

特別な教育的支援を必要とする児童生徒、大震災で被災した児童生徒及び性同一性障害等が懸念される児童生徒の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒がいるので、教職員が積極的にその気持ちを汲み取るよう努めるとともに、学校の全職員による支援体制を構築する。

児童生徒に対して

（4）自尊感情の育成

自分を大切にしたいという肯定的な態度である自尊感情を基盤として、他人の気持ちを共感的

に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身に付けさせる。

(5) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、児童生徒はいじめを行ってはならないことを十分理解させる。相手を傷つけないために注意すべきことや嫌なことをされたときの対処の仕方等について身に付けさせる。

(6) 児童生徒の主体的な学びを促す取組

児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を促す。

(7) 情報モラル教育

スマートフォンや携帯型音楽プレーヤー等のモバイル端末についても留意し、児童生徒に対する情報モラル教育を進める。

(8) インターネット上の不適切な書き込み等への指導

市少年育成センターや教育委員会による巡視活動で明らかになった、インターネット上のいじめやトラブルに結び付くような児童生徒による不適切な書き込みや画像について指導する。

保護者に対して

(9) インターネット等の利用についての啓発活動

スマートフォンや携帯型音楽プレーヤー等モバイル端末等によるインターネット利用の危険性や利用する際の留意点について、保護者に理解と責任ある行動を求める。

4 いじめの早期発見・早期対応のための取組（法第16・19条）

教職員間で

(1) 児童生徒理解

児童生徒との日常的な会話や観察等を通して得られた交友関係や問題行動等に関する情報を学校内で共有し、いじめの早期発見に努める。

(2) 小中も含めた学校間の連携

野々市市生徒指導主事会議で小中も含めた学校間の連携を深めるとともに、児童生徒の交友関係や問題行動等の情報を共有し、予防と早期発見に努める。

(3) いじめ発見時・通報時の迅速な対応

- ① 教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、常設いじめ問題対策チームに報告する。
- ② 直ちに常設いじめ問題対策チームを中心に組織的に対応する。
- ③ いじめを受けた子供を守ることを最優先に、迅速且つ適切に事実確認を行う。事象だけで単にいじめられた側、いじめた側を判断するのではなく、その背景やいじめが起こるまでの人間関係等も含め、いじめる側が以前いじめられる側になかったか、また弱い立場の児童生徒が仕返しによっていじめる側になっていないか等の状況を把握する。
- ④ 教育相談担当を中心にスクールカウンセラーや市教育センター、電話相談窓口等の関係関と連携し、関係する子供たちの状況を把握する。
- ⑤ 教育委員会に把握した事実、対応等について報告する。

児童生徒に対して

(4) いじめに関する啓発活動の実施

いじめに遭って困ったときの対処法や「24時間子供 SOS ダイヤル」等の情報について、児童生徒への周知の方法を工夫する。

(5) いじめアンケート調査等の実施

年間3回以上のいじめアンケート調査、児童生徒との面談等を通じて、いじめの実態把握に努める。

(6) いじめに関係する子供たちへの指導及び支援

いじめを行った子供たちに対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、いじめをやめさせる。必要に応じて、スクールカウンセラーや市教育センターの指導員・相談員、心理・福祉の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた子供に対して必要な支援を行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気付いていた子供たち、はやし立てるなど同調していた子供たち、気付かなかった子供たち等、集団の状況を把握するとともに、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようとする態度を浸透させるよう指導する。

(8) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上での不適切な書き込みや画像、名誉毀損、プライバシーの侵害等があった場合は、書き込んだ子供たちに対して指導を行うとともに、市教育委員会や県警サイバー対策室等と連携して速やかな削除等の対策を取る。

保護者に対して

(9) 保護者への啓発活動

いじめを疑うべき兆候やその際取るべき対応等を、保護者に分かりやすく伝える。

(10) 保護者への指導及び支援

いじめを行った子供たちの保護者には把握した状況を伝え、必要な助言を行う。いじめを受けた保護者には把握した状況を伝え、必要な支援を行う。

5 いじめの再発防止のための取組（法第23・25・34条）

(1) いじめを受けた子供への継続的な支援

いじめの当事者間の謝罪に終わらず、いじめを受けた子供が安心を取り戻し、心身の苦痛を感じないと認められる期間が一定期間続くよう、教職員で継続的に見守り、支える。

(2) 児童生徒の関係修復

いじめの当事者や周りの児童生徒がお互いの関係を修復し、安心できる居場所づくりができるよう、継続的に取り組む。

(3) 指導の在り方等の検証

同様のいじめが再び起こらないように、あるいは、同様のいじめが起こったときにより適切な対応ができるように、指導の在り方等が適切であったかについて検証を行う。得られた成果については、学校内や他校への普及に努める。

また、学校評価においていじめの防止等のための対策を取り扱うこととし、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校で行われている取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないことに留意する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方（法第28条）

いじめは全ての児童生徒に起こりうる問題であり、いじめが原因で子供が自ら命を絶つ事態は何としても防がなければならない。しかし、万が一、子供が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こったときには、教育委員会は市長部局と協力して事態に対応する。その際、決して事実を隠したりすることなく、いじめに関わった全ての子供たちを最後まで守り抜くことを前提に取り組む。

2 重大事態の発生と調査（法第30条）

（1）重大事態の意味

法第28条は、いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより子供が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。国の基本方針においては、重大事態の例を以下のように示している。

- 子供が自死したり、それを企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

重大事態かどうかの判断は上記の例を参考にするが、いじめられた子供個々の状況と保護者の要望を十分に把握して適切に判断する。

（2）重大事態への対処

学校は重大事態が発生した場合、いじめを受けた子供の安全を最優先に考え、いじめを行う子供たちの行為を止め、関係機関と連携して指導する。また、警察に相談や通報を行う必要があると判断されるときには直ちに行う。

（3）重大事態の報告

学校は重大事態が発生したときには直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は「野々市市いじめ問題緊急対策チーム」を設置し、当面の事態に対処するとともに、市長に報告する。

（4）「野々市市いじめ問題緊急対策チーム」

「野々市市いじめ問題緊急対策チーム」は教育長・教育文化部長・教育総務課長・学校教育課長・市教育センター所長等により構成する。

（5）調査主体について

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を教育委員会又は学校のいずれにするか、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断する。

（6）調査を行うための組織について

教育委員会が調査を行う場合は、公平性・中立性を確保するため、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない弁護士、医師、学識経験者等で構成される調査委員会を設置する。学校が調査を行う場合は、常設いじめ問題対策チームを母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支

援を行い、連携して調査を行う。

3 調査結果の提供及び報告 （法第28・30条）

（1）いじめを受けた子供及びその保護者に対して情報の適切な提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた子供やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の子供たちのプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報の取扱いに十分配慮する。

（2）調査結果の報告

学校が調査主体の場合は、学校は調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。教育委員会が調査主体の場合は、教育委員会は調査結果を市長に報告する。

4 市長による再調査及び措置 （法第30条）

（1）再調査

上記の3（2）の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査の結果について再度調査（以下「再調査」という。）を行う。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮をしなければならない。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

※重大事態への対処

